

国家公務員安全週間に当たって

今年度で74回目を迎える国家公務員安全週間が、7月1日から7月7日までの1週間にわたって実施されます。安全週間は、各府省が安全管理活動の充実及び安全意識の向上に取り組み、職員が仕事をより安全に、かつ、より効率的に行うことを目指すものです。

今年度も安全週間に先立ち、各府省から標語を募集しました。今年度の標語には、3,333件の応募作品の中から、警察庁関東管区警察局 荻原 博文 さんの作品

「他人事 無関心が事故のもと」

が選ばれました。御応募いただきました皆様には、厚く御礼申し上げます。

以下、令和3年度国家公務員の災害報告の概要をご紹介しますので参照いただき、常に安全を心がけてください。

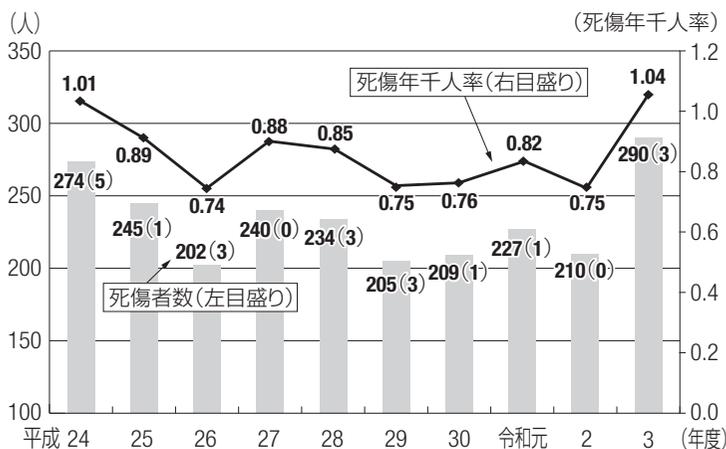
職員福祉局職員福祉課

報告のポイント

- ◆ 調査対象年度：令和3年度
- ◆ 調査対象：一般職の国家公務員（行政執行法人の職員を除く。）
 - 令和3年度における常勤職員の死傷者は290人で、令和2年度より80人増加。この増加の要因は、新型コロナウイルス感染症の罹患によるものであり、これを除くと常勤職員の死傷者数は減少。死亡者は3人（前年度0人）。
 - 事故の型別に見ると、「その他（新型コロナウイルス感染症）」が137人で最多であり、前年度（49人）に比べ大幅に増加。以下、「墜落・転落」40人、「転倒」33人で、上位3項目で災害全体の72.4%。
 - 休業日数別に見ると、「8日以上30日以下」が167人（前年度76人）で最も多く、休業8日以上（死亡者を含む。）は206人（前年度119人）。

令和三年度 国家公務員災害報告の概要

図1 死傷者数及び死傷年千人率の推移（平成24～令和3年度）



(注) 死傷者数の()内の数字は、死亡者数で内数である。

常勤職員の死傷者（死亡者及び休業一日以上の負傷者）の数は、近年は小幅な増減を繰り返している中で、令和三年度は、前年度より大幅に増加しました（図1参照）。

一 概況

事故の型別に見ると、新型コロナウイルス感染症の罹患によるものが大幅に増加しており、常勤職員の死傷者数の増加の主要因となっています。

二 死傷者数（常勤職員）

令和三年度の災害による死傷者は二九〇人で、前年度と比べ八〇人増加し、このうち死亡した者は三人（前年度〇人）でした。死傷年千人率^{*}で見ると前年度〇・七五から一・〇四へと〇・二九ポイント増加しています（図1参照）。

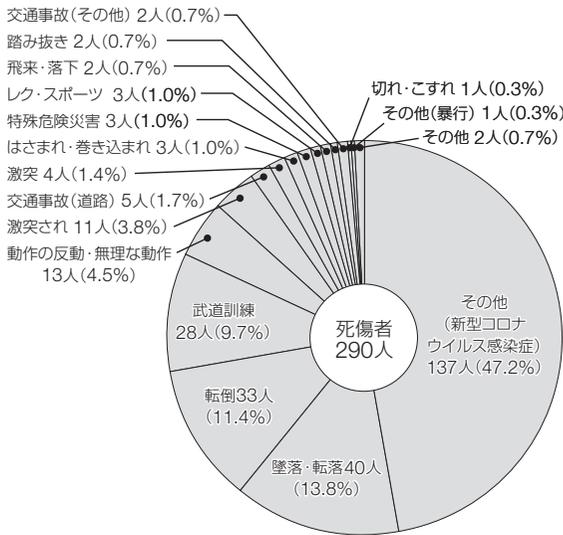
また、この二九〇人のうち、船員の負傷者は一三人で、前年度と比べ二八人減少しました。

^{*}死傷年千人率とは、一年間の在職者千人当たりの災害発生による死傷者数を表したものです。

(1) 事故の型別の状況

死傷者を事故の型別に見ると、「その他（新型コロナウイルス感染症）」が一三七人（全死傷者の四七・二％）と最も多く、次いで「墜落・転落」四〇人（同一三・八％）、「転倒」三三人（同一一・四％）となっており、上位三項目で災害全体の七二・

図2 事故の型別死傷者数(令和3年度)



四％を占めています（図2参照）。中でも「その他（新型コロナウイルス感染症）」は前年度（四九人）に比べ大幅に増加しています。

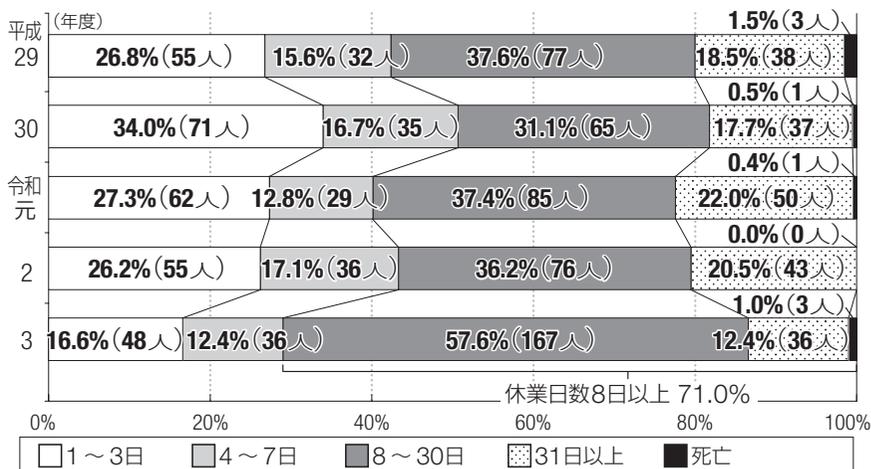
また、新型コロナウイルス感染症対策により自粛されていた対人練習が再開されたことにより、「武道訓練」が再び上位項目に上がってきています。

(2) 休業日数別の状況

休業八日以上が著しく増加し、死傷者を休業日数別に見ると、「八日以上三日以下」が一六七人と最も多く、次いで「一日以上三日以下」が四八人となっています。

災害による休業日数が八日以上となった職員（死亡者を含む）は二〇六人（前年度一一九人）、全体に占める割合は七一・〇％（前年度五六・七％）となっており、前年度に比べ著しく増加しています。（図3参照）。事故の型別に見ると、新型コロナウイルス感染症の罹患によるものが二二〇人（前年度二九人）となっており、災害による八日以上の休業が増加した主要因となっています。

図3 休業日数別死傷者割合の推移(平成29～令和3年度)



三 非常勤職員の災害

「転倒」が最多
非常勤職員の災害による死傷者は六三人

で、前年度と比べ九人増加しています。

事故の型別では、「転倒」が二六人（前年度二一人）と最も多く、全体の四一・三%を占めています。

なお、令和二年度に引き続き令和三年度も死亡災害は発生していません。

四 重大災害（非常勤職員を含む。）

— 重大災害は二件発生 —

重大災害とは、死亡災害若しくは同一の原因で三人以上の職員が負傷した災害（そのうち一人以上が休業一日以上の場合に限る。）又は火災などをいいますが、令和三年度は二件（前年度〇件）発生しており、死亡者二人でした。

事故の型別としては、「墜落・転落」一人、「その他（新型コロナウイルス感染症）」一人でした。

* 死亡者数は、事故の発生日から一〇日以内に死亡した者のみカウントしています。

五 災害事例から見る再発防止対策

令和三年度も、常勤職員は「墜落・転落」「転倒」の災害の割合は高く、非常勤職員

でも同様となっております。

公務においては、日常的な行動に伴って発生する災害が多くを占めています。令和三年度におけるこれらの災害事例のうち、死亡災害となった「墜落・転落」の災害を紹介します。

— 墜落・転落による死亡災害 —

「被災職員は、定期的に行っている巡視において、廊下の天井裏の水漏れ状況を一人を確認していたところ、脚立から落下し身体を強打したと推察される。」もので、事故発生から五日後、敗血症により死亡しています。



災害発生の原因としては、通常二人一組で行っていた巡視業務を、普段の時間よりも早く巡視に出ってしまったため、他の職員がフォローできず、一人で行うことになってしまったこと、天板を跨^{また}いだの作業や足元に布を巻くなど脚立の使い方が不適當であったことが挙げられます。

類似災害防止のためには、安全管理者は、高所での作業を回避できないか検討し、作業が避けられない場合には、脚立・はしごに比べ墜落の危険性が相対的に低いローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などを使用するよう求める必要があります。

また、脚立・はしご等を使用する場合には、適切に使用するよう指導し、事故発生の未然防止を図り、あわせて、高所作業に当たっては不安定な足場で作業しないこと、二人以上で実施すること、墜落時保護用のヘルメットを着用することについても指導する必要があります。

不安定な足場や高所での作業についての安全管理について再度安全教育を実施すること、職員に対して些細な箇所でも日頃から危険があることに注意するよう周知することが重要です。

なお、人事院安全専門委員会議における有識者からも、次のような指摘がありました。

- ・災害発生が平素の事務的作業やその延長で起こっているものも多く、日常の軽作業においても事故が起こり得るとの意識改革が必要である。
- ・回避可能性を上げる方策にとどまらず、危険作業をそもそもなくすという部分を根本的に詰めていく必要がある。

六 的確な安全管理の実施

例年、公務における災害の大部分は、「その他（新型コロナウイルス感染症）」「武道訓練」を除くと、執務室内外の通路、階段等での日常的な行動に伴って発生しています。

これらの行動に伴う災害を減少させるためには、各府省・各機関の長は安全教育を計画的に実施することが重要です。そして、職員一人一人が、身の周りに潜む危険を常日頃から意識し、行動することが必要です。

※「令和三年度国家公務員の災害の概要」については、人事院のホームページ
<https://www.jinji.go.jp/anzen/>

toukei1.html)に掲載しています。